

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
いちごグループホールディングス株式会社  
取締役兼代表執行役会長 スコット キャロン

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがたく厚くお礼申し上げます。

本年4月に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。株主の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット等により議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年5月27日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月29日（日曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 5階 ラ・ローズ  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第16期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ichigo.gr.jp>）に掲載させていただきます。

### [インターネットによる開示についてのご案内]

法令及び定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は当社ウェブサイト (<http://www.ichigo.gr.jp/library/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

なお、会計監査人及び監査委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。

### [インターネット等による議決権行使のお手続きについて]

#### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

#### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。当日株主総会にご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

##### (1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、OS・ブラウザ等の株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は平成28年5月27日(金曜日)の午後6時30分までお受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2)インターネットによる議決権行使方法について

- ①議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3)議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話等のご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これら料金も株主様のご負担となります。

#### 4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することが出来ますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話向けサイトではお手続き出来ません。また携帯電話のメールアドレスを指定することも出来ませんのでご了承ください。)

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム(いわゆる東証プラットフォーム)をご利用いただけます。

## 目次

|                                | (頁) |
|--------------------------------|-----|
| 第16期定時株主総会招集ご通知                | 1   |
| 〔提供書面〕                         |     |
| 事業報告                           |     |
| I. 企業集団の現況に関する事項               | 5   |
| 1. 当事業年度の事業の状況                 | 5   |
| 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移        | 8   |
| 3. 重要な親会社及び子会社の状況              | 9   |
| 4. 対処すべき課題                     | 10  |
| 5. 主要な事業内容                     | 12  |
| 6. 主要な事業所                      | 12  |
| 7. 従業員の状況                      | 13  |
| 8. 主要な借入先の状況                   | 13  |
| 9. 剰余金の配当等の決定に関する事項            | 14  |
| 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項        | 14  |
| II. 会社の現況に関する事項                | 15  |
| 1. 会社の株式に関する事項                 | 15  |
| 2. 会社の新株予約権等に関する事項             | 16  |
| 3. 会社役員に関する事項                  | 23  |
| 4. 会計監査人に関する事項                 | 29  |
| 5. 業務の適正を確保するための体制の整備と運用に関する事項 | 30  |
| 6. 会社の支配に関する基本方針               | 39  |
| 連結計算書類                         |     |
| 連結貸借対照表                        | 40  |
| 連結損益計算書                        | 41  |
| 連結株主資本等変動計算書                   | 42  |
| 計算書類                           |     |
| 貸借対照表                          | 43  |
| 損益計算書                          | 44  |
| 株主資本等変動計算書                     | 45  |
| 連結計算書類に係る会計監査報告                | 46  |
| 計算書類に係る会計監査報告                  | 47  |
| 監査委員会の監査報告                     | 48  |
| 〔株主総会参考書類〕                     |     |
| 第1号議案                          | 50  |
| 第2号議案                          | 52  |

(提供書面)

# 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日銀の政策等により、企業業績および雇用情勢はおおむね好調に推移し、全体としては弱含みながらも緩やかな回復傾向を維持いたしました。一方で、原油価格の急落、中国経済の成長鈍化等の影響により、金融経済および実体経済ともに不透明性が増したことに加え、暖冬の影響等により個人消費の回復と物価の上昇に遅れが見られており、先行きにつきましても、為替動向の不安定さや、企業業績の回復の一巡等の点で不安要素が残っております。

当社および連結子会社（以下、「当社グループ」という。）が属する不動産業界におきましては、テナントの増床や規模拡大を伴う移転需要等により、東京および地方の主要都市でオフィスビルの空室率の改善が観測され、特に東京都心部では緩やかに賃料が上昇いたしました。J-REIT市場では、オフィス物件の取得は金額ベースで前年を下回った一方で、今後の内部成長が期待できるホテルは活発に取引され、また、社会的ニーズの高まりで注目を集めるヘルスケア施設に特化したJ-REITが新規上場するなど、用途の多様化が見られました。

クリーンエネルギー事業におきましては、太陽光発電の経済産業省による固定価格買取制度の変更に伴い、売電開始済みの案件や、同省の認定を取得し稼働可能と判断できる未着工案件の売買動向に注目が集まっていることに加え、導管性要件（注1）を満たしたインフラファンドに対して、非課税期間が20年間に延長されたことに伴い一定規模以上の売電事業者においてはさらなる事業の発展が期待されます。当社グループでは、こうした環境下において、中期経営計画「Shift Up 2016」の完全実現に向け、平成27年11月に東京証券取引所市場第一部への市場変更を実現いたしました。また、いちごオフィスリート投資法人（証券コード8975。平成27年9月にいちご不動産投資法人より名称変更。以下、「いちごオフィスリート」という。）および平成27年11月に新規上場したホテル特化型J-REITであるいちごホテルリート投資法人（証券コード3463。以下、「いちごホテルリート」という。）の成長をサポートするためのリートブリッジ案件（注2）およびバリューアップ案件（注3）への積極的な投資、クリーンエネルギー（太陽光発電等）事業の推進による黒字化の達成等、以下の事項を実施してまいりました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ・東京証券取引所市場第一部への市場変更
- ・成長投資の拡大（リートブリッジ案件、バリュアアップ案件）
- ・いちごオフィスリートおよびいちごホテルリートの成長支援のためのスポンサーサポート
- ・クリーンエネルギー（太陽光発電等）事業の推進による黒字化の達成
- ・運用資産の環境対応、耐震性、機能性の向上等バリュアアップの推進
- ・徹底した現場主義の実現による高水準の物件管理サービス提供、リーシング強化
- ・不動産運用における個人顧客向けサービスの立ち上げ
- ・借入金の調達期間の長期化、金利の低減等借入条件の改善
- ・資産の売却による資金回収および売却益の獲得
- ・いちごブランディングの積極的な推進

これらの結果、当連結会計年度における売上高につきましては、49,699百万円（前期比16.4%増）、営業利益につきましては15,417百万円（前期比88.3%増）、経常利益につきましては13,889百万円（前期比91.4%増）、当期純利益につきましては12,925百万円（前期比91.2%増）となりました。

#### （注1）導管性要件

導管性とは、法人課税を回避し、利子や配当課税等の二重課税を回避する仕組みであり、その要件はJ-REIT、インフラファンドでは配当可能利益の90%以上を投資主に分配することや筆頭投資主の保有比率が50%以下であること等があります。

#### （注2）リートブリッジ案件について

リートブリッジ案件とは、主に、当社グループが運用するJ-REITが適切な物件取得時期を迎えるまでの間、当社グループで先行して取得する不動産案件をいいます。

#### （注3）バリュアアップ案件について

バリュアアップ案件とは、主に、当社グループの不動産技術、ノウハウによりバリュアアップの見込める案件を取得し、不動産のプロとしてのバリュアアップを施し、売却益による高い収益性を目指して取得する不動産案件をいいます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における有形固定資産の新規取得額は5,996百万円であります。これは主に、クリーンエネルギー事業における稼働中および建設中の太陽光発電所等であります。

(3) 資金調達の状況

借入状況につきましては、低金利環境を背景に各プロジェクト資金について積極的に調達を実施するとともに、収益力向上と財務安定性のさらなる強化を目的として、調達金利の低減、返済期日分散、借入期間の長期化等経済条件の改善に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度末において、コーポレート有利子負債の残高は104,759百万円（前期比79.6%増）、ノンリコースローン・社債の残高は59,347百万円（前期比35.1%増）となりました。当該残高に係る平均期中調達金利は前期に比して、それぞれ0.3%減、0.1%減となり、借入金利水準の改善を図りました。また、当連結会計年度末のコーポレート有利子負債残高における長期借入比率は90.1%、そのうち残存期間5年以上の残高は67,670百万円、コーポレート有利子負債全体の平均借入期間は8.7年となる等、借入期間の長期化を維持し、メガバンクからの借入残高においても当連結会計年度末にて64,583百万円（前期比43,416百万円増）と増加しており、財務安定性の強化について順調に進展いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                    | 第13期<br>(平成25年2月期)     | 第14期<br>(平成26年2月期) | 第15期<br>(平成27年2月期) | 第16期<br>(平成28年2月期)<br>(当連結会計年度) |
|------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                  | 16,397                 | 35,101             | 42,705             | 49,699                          |
| 経 常 利 益                | 1,734                  | 3,597              | 7,255              | 13,889                          |
| 当 期 純 利 益              | 1,637                  | 4,526              | 6,761              | 12,925                          |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 731円98銭<br>(3円66銭)     | 9円83銭              | 13円58銭             | 25円86銭                          |
| 総 資 産                  | 80,428                 | 114,944            | 172,744            | 251,757                         |
| 純 資 産                  | 31,066                 | 50,842             | 58,377             | 72,166                          |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額   | 12,704円44銭<br>(63円52銭) | 97円42銭             | 111円54銭            | 134円54銭                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 平成25年9月1日付で株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。また、( )は第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して表示しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 名称                | 資本金    | 出資比率    | 主要な業務内容   |
|-------------------|--------|---------|---|
| いちご不動産投資顧問株式会社    | 400百万円 | 100.00% | 不動産投資信託（J-REIT）および私募不動産ファンド運用事業                   |
| いちご地所株式会社         | 500百万円 | 100.00% | 不動産の取得・賃貸・売却、仲介および不動産活用アドバイザー、リートブリッジ案件の運用等       |
| いちごECOエナジー株式会社    | 100百万円 | 100.00% | クリーンエネルギーによる発電および電気の供給、環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング等 |
| いちご不動産サービス福岡株式会社  | 50百万円  | 100.00% | 九州地区における不動産の賃貸、管理及び売買等                            |
| いちごグローバルキャピタル株式会社 | 10百万円  | 100.00% | クロスボーダーM&A支援等                                     |
| いちごマルシェ株式会社       | 95百万円  | 100.00% | 卸売市場運営事業  |
| 株式会社宮交シティ         | 50百万円  | 100.00% | 大規模小売店舗運営事業                                       |
| タカラビルメン株式会社       | 10百万円  | 100.00% | 総合ファシリティマネジメント事業                                  |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### 4. 対処すべき課題

これまで不動産価格の上昇を牽引してきた期待利回りの低下は、現在も依然として継続しており、不動産に対する期待利回りの水準はリーマンショック前の最低水準に既に到達しているものと思われま

す。加えて円高基調であることや、世界の中で見た東京の賃料・価格の上昇期待の相対ポジションがやや後退してきたことから、期待利回り（キャップレート）の低下圧力は弱まっていくものと思われま

す。しかしながら、平成28年2月16日より適用されたマイナス金利政策の導入により、不動産市場への資金流入圧力は依然強く、日本や欧州を初めとして世界的な金融緩和と低金利の状況は当面継続すると考えており、実物投資である不動産に対する期待は大きく、不動産に対する期待利回りは、低下余地は小さくなったものの、短期的には比較的高い利回りを確保できる地方都市を中心にわずかに低下し、中期的には横ばいで推移することが予想されます。

このような状況下において当社グループでは、「成長と深化」により持続的に成長を果たし、企業力をさらに深掘りし、次の成長エンジンとする、新中期経営計画「Power Up 2019」を策定いたしました。当社グループは当該新中期経営計画「Power Up 2019」の完全実現に向け、全社一丸となって取り組み、以下の重点施策を実施してまいります。

##### (1) 本業のさらなる強化と深化による強力な収益基盤の構築

- ・新投資法人のインフラファンド市場への上場
- ・いちごオフィスリート（8975）およびいちごホテルリート（3463）の持続的成長を支援
- ・高機能、安心、安全、環境に優しい不動産を提供するため、エンジニアリングチームを強化
- ・不動産収益の最大化を図るための専門リーシングチームを新設

##### (2) 新規事業の創出

- ・現物不動産への投資ニーズに対応する新たなビジネスの創出
- ・国策である「観光立国」の支援と、いちごホテルリートとのシナジーをもたらすホテル等宿泊施設の提供
- ・不動産×IT「不動テック」を活用したビジネスの創出

##### (3) 財務基盤の強化

- ・持続的成長を可能とする、財務安定性のさらなる強化と収益力向上
- ・借入の無担保化および長期化、借入コスト低減、格付取得、社債発行等の幅広い財務施策の推進

- (4) 高い資本効率と内部成長率の実現
  - ・自己資本利益率（ROE）15%以上
- (5) 「働きがい」の向上
  - ・健康経営の推進
  - ・「日本一チャンス溢れる会社」を目指す
- (6) グローバルベストプラクティスに適應した、ガバナンス・コンプライアンス態勢の継続的強化

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 5. 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループは、『日本を世界一豊かに。その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」』という理念の実現を最大の目標とし、不動産の保有期間の賃料収入を享受しつつ、いちごの不動産技術、ノウハウを最大限に活かすことで資産価値の向上を図ります。オフィス、ホテル、商業施設等不動産以外に、遊休地の有効活用策として地球に優しく安全性に優れた太陽光発電所の開発と運営を北海道から沖縄まで全国に行っています。不動産の価値向上が完了後、売却益の獲得等による高い収益を実現しています。

私たちの信条「心で築く、心を築く」のもと、新しい不動産価値を創造する「心築」（しんちく）機能を軸とした事業を行っております。

### 【心築（しんちく）】

いちごでは、「心で築く、心を築く」を信条に、私たちの提供する新たな不動産価値を創造する「心築」（しんちく）という言葉を使用することといたしました。お客様目線に立ち、提供する一つ一つのサービスを丁寧に、誠意を持って取り組むことで、いちご独自の新たな価値を社会に提供してまいります。

## 6. 主要な事業所（平成28年2月29日現在）

|   |            |
|---|------------|
| 当社<br>いちご不動産投資顧問株式会社<br>いちご地所株式会社<br>いちごE C O エナジー株式会社<br>いちごグローバルキャピタル株式会社 | 本店：東京都千代田区 |
| いちご不動産サービス福岡株式会社  | 本店：福岡県福岡市  |
| いちごマルシェ株式会社   | 本店：千葉県松戸市  |
| 株式会社宮交シティ   | 本店：宮崎県宮崎市  |
| タカラビルメン株式会社   | 本店：茨城県龍ヶ崎市 |

（注）いちごマルシェ株式会社は、平成27年9月17日付で、本店を東京都千代田区から主要な事業所のある千葉県松戸市に移転いたしました。

## 7. 従業員の状況（平成28年2月29日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

| 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 233 (613) 名 | 15名増 (1名減)  |

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員兼務役員を含んでおります。
2. 臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

### (2) 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 78 (1) 名 | 13 (-) 名増 | 41.4歳 | 4.5年   |

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員兼務役員を含んでおります。
2. 臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 前事業年度末と比べて従業員が13名増加しておりますが、これは主に、子会社からの異動および採用によるものであります。

## 8. 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 36,083百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 24,869百万円 |
| 株式会社関西アーバン銀行  | 5,385百万円  |
| 株式会社東京スター銀行   | 4,866百万円  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,630百万円  |

(注) 連結しているファンド（匿名組合等）が調達しているノンリコースローンは含んでおりません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけております。

当期におきましては、平成27年11月10日付「2016年2月期配当予想の修正（東証一部指定記念配当）に関するお知らせ」で発表いたしましたとおり、期初に発表いたしました通期2円の配当予想に加え、1円の記念配当を実施いたします。

この結果、当期につきましては、前期比131%増の1株当たり3円00銭の配当を実施いたします。

当社は今後の株主還元の基本方針として、平成28年4月19日開催の取締役会において、「累進的配当政策」の導入を決議いたしました。

具体的には、各年度の1株あたり配当金（DPS）の下限を前年度1株あたり配当金とし、原則として「減配しない」ことにより、配当の成長を図るとともに、将来の配当水準の透明性を高めます。

また、同時に株主資本を基準とした「株主資本配当率（DOE）3%以上」も新たに採用し、配当のさらなる安定化を図ります。（「配当性向」は期ごとの純利益に連動するため変動率が高い一方、株主資本配当率（DOE）は配当の安定性が確保されます。）

当社は、本株主還元方針の導入により、配当の成長率と透明性、そして安定化に注力し、株主の皆さまからのご支援に報いると同時に、ともに成長を図ってまいりたいと考えております。

（累進的配当政策について）

累進的配当政策とは、企業の株主に対する長期的なコミットメントを示す株主還元策です。株主還元の基準としては「配当性向」が一般的ですが、短期的な利益変動に左右されてしまうため、将来の配当水準は必ずしも明確ではありません。原則として「減配なし、配当維持もしくは増配のみ」を明確な方針とする累進的配当政策は、持続的な価値向上に対する企業から株主へのコミットメントといえます。

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 当社株式の東京証券取引所市場第一部への市場変更について

当社株式は、平成27年11月17日付で、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）から、同取引所市場第一部へ市場変更されました。

## II. 会社の現況に関する事項

### 1. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 502,523,100株  
(自己株式884,200株を含む。)
- (3) 株主数 36,024名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名  | 持株数(株)      | 持株比率(%) |
|--|-------------|---------|
| いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                                | 298,721,200 | 59.55   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社   | 22,626,934  | 4.51    |
| BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人<br>パークレイズ証券株式会社)                | 20,490,858  | 4.08    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人<br>香港上海銀行東京支店)                  | 7,237,800   | 1.44    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 7,149,400   | 1.43    |
| UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED<br>ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 3,669,900   | 0.73    |
| BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND (常任代理<br>人 株式会社三菱東京UFJ銀行)         | 2,941,000   | 0.59    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)  | 2,748,200   | 0.55    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任<br>代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)       | 2,713,412   | 0.54    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)  | 2,656,800   | 0.53    |
| 計  | 370,955,504 | 73.95   |

(注) 持株比率は自己株式(884,200株)を控除して計算しております。

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 回号                          |                   | 第9回新株予約権                                       |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 発行決議日                       |                   | 平成21年7月14日                                     |
| 新株予約権の数                     |                   | 566個（注1）                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式113,200株<br>（新株予約権1個につき200株）               |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり13,400円<br>（1株あたり67円）                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成23年8月15日から平成28年8月14日まで                       |
| 行使の条件                       |                   | （注2）   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数： 146個<br>目的となる株式数： 29,200株<br>保有者数： 1人 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 0個<br>目的となる株式数： 0株<br>保有者数： 0人        |
|                             | 執行役<br>（取締役兼務を除く） | 新株予約権の数： 100個<br>目的となる株式数： 20,000株<br>保有者数： 1人 |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、246個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は1,287個であります。）

（注2）行使の条件

①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、若しくは従業員、又は当社子会社の取締役、執行役、若しくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合で、かつ当該取締役会が定めた条件を充足する場合については、この限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は、死亡の日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注3）平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

| 回号                          |                   | 第10回新株予約権   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日                       |                   | 平成23年8月8日   |
| 新株予約権の数                     |                   | 3,296個（注1）  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式659,200株<br>（新株予約権1個につき200株）                  |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり11,000円<br>（1株あたり55円）                   |
| 権利行使期間                      |                   | 平成25年8月9日から平成30年8月8日まで                            |
| 行使の条件                       |                   | （注2）  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数： 2,208個<br>目的となる株式数： 441,600株<br>保有者数： 2人 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 0個<br>目的となる株式数： 0株<br>保有者数： 0人           |
|                             | 執行役<br>（取締役兼務を除く） | 新株予約権の数： 100個<br>目的となる株式数： 20,000株<br>保有者数： 1人    |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、2,308個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は1,902個であります。）

（注2）行使の条件

- ①当社が平成23年8月8日付で決定した自己株式の取得に際し、取得上限株数である61,693株（分割前）の全株式を取得すること、又は取得した自己株式の対価の総額が616,930,000円に達すること。
- ②新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、若しくは従業員、又は当社子会社の取締役、執行役、若しくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合で、かつ当該取締役会が定めた条件を充足する場合については、この限りではない。
- ③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ④新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は、死亡の日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、⑤に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注3）平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

| 回号                          |                   | 第11回新株予約権   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日                       |                   | 平成24年8月24日  |
| 新株予約権の数                     |                   | 9,085個（注1）  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式1,817,000株<br>（新株予約権1個につき200株）                  |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり12,000円<br>（1株あたり60円）                     |
| 権利行使期間                      |                   | 平成26年8月25日から平成31年8月24日まで                            |
| 行使の条件                       |                   | （注2）  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数： 6,125個<br>目的となる株式数： 1,225,000株<br>保有者数： 3人 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 0個<br>目的となる株式数： 0株<br>保有者数： 0人             |
|                             | 執行役<br>（取締役兼務を除く） | 新株予約権の数： 80個<br>目的となる株式数： 16,000株<br>保有者数： 1人       |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、6,205個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は510個であります。）

（注2）行使の条件

- ①当社が第13期事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）に係る剰余金の配当（中間配当または期末配当）を行っていること。
- ②新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ④新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、⑤に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注3）平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

| 回号                          |                   | 第12回新株予約権   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日                       |                   | 平成26年1月10日  |
| 新株予約権の数                     |                   | 1,005,000個(注1)                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式1,005,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                    |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり337円<br>(1株あたり337円)                       |
| 権利行使期間                      |                   | 平成28年1月12日から平成33年1月10日まで                            |
| 行使の条件                       |                   | (注2)  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 233,200個<br>目的となる株式数： 233,200株<br>保有者数： 3人 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 11,500個<br>目的となる株式数： 11,500株<br>保有者数： 3人   |
|                             | 執行役<br>(取締役兼務を除く) | 新株予約権の数： 92,000個<br>目的となる株式数： 92,000株<br>保有者数： 8人   |

(注1) 新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、336,700個であります。(当事業年度における当社役員による行使数は、10,600個であります。)

(注2) 行使の条件

- ①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

| 回号                          |                   | 第13回新株予約権   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日                       |                   | 平成27年1月13日  |
| 新株予約権の数                     |                   | 1,859,200個（注1）                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式1,859,200株<br>（新株予約権1個につき1株）                    |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり382円<br>（1株あたり382円）                       |
| 権利行使期間                      |                   | 平成29年1月14日から平成34年1月13日まで                            |
| 行使の条件                       |                   | （注2）  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数： 410,000個<br>目的となる株式数： 410,000株<br>保有者数： 3人 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 24,000個<br>目的となる株式数： 24,000株<br>保有者数： 3人   |
|                             | 執行役<br>（取締役兼務を除く） | 新株予約権の数： 182,000個<br>目的となる株式数： 182,000株<br>保有者数： 9人 |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、616,000個であります。

（注2）行使の条件

- ①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

| 回号                          |                   | 第14回新株予約権  |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 発行決議日                       |                   | 平成28年1月13日   |
| 新株予約権の数                     |                   | 1,500,000個（注1）                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式1,500,000株<br>（新株予約権1個につき1株）                     |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個あたり474円<br>（1株あたり474円）                        |
| 権利行使期間                      |                   | 平成30年1月14日から平成35年1月13日まで                             |
| 行使の条件                       |                   | （注2）   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数： 175,000個<br>目的となる株式数： 175,000株<br>保有者数： 2人  |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数： 32,000個<br>目的となる株式数： 32,000株<br>保有者数： 4人    |
|                             | 執行役<br>（取締役兼務を除く） | 新株予約権の数： 183,000個<br>目的となる株式数： 183,000株<br>保有者数： 10人 |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、390,000個であります。

（注2）行使の条件

- ①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 回号                     |                       | 第14回新株予約権   |
|------------------------|-----------------------|---|
| 発行決議日                  |                       | 平成28年1月13日  |
| 新株予約権の数                |                       | 1,500,000個（注1）  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                       | 普通株式1,500,000株<br>（新株予約権1個につき1株）                          |
| 新株予約権の払込金額             |                       | 新株予約権と引換えに払込は要しない   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                       | 新株予約権1個あたり474円<br>（1株あたり474円）                             |
| 権利行使期間                 |                       | 平成30年1月14日から平成35年1月13日まで                                  |
| 行使の条件                  |                       | （注2）  |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人<br>（取締役、執行役を除く） | 新株予約権の数： 1,110,000個<br>目的となる株式数： 1,110,000株<br>交付者数： 206人 |
|                        | 子会社の役員及び使用人           | 新株予約権の数： -個<br>目的となる株式数： -株<br>交付者数： -人                   |

（注1）新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社使用人等に対する付与数は、1,110,000個であります。

（注2）行使の条件

- ①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- ③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役（平成28年2月29日現在）

| 会社における位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況  |
|---------|-----------|---|
| 取締役     | スコット キャロン | 取締役会議長、指名委員、報酬委員<br>コンプライアンス委員会委員長<br>代表執行役会長<br>いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長<br>株式会社チヨダ 社外取締役             |
| 取締役     | 岩崎 謙治     | 指名委員長、報酬委員長、コンプライアンス委員会副委員長、代表執行役会長<br>いちご不動産投資顧問株式会社 執行役会長   |
| 取締役     | 長谷川 拓磨    | 代表執行役社長<br>いちごECOエナジー株式会社 取締役会長   |
| 取締役     | 石原 実      | コンプライアンス委員<br>執行役副社長兼COO不動産本部長<br>株式会社宮交シティ 代表取締役会長兼社長  |
| 社外取締役   | 藤田 哲也     | 監査委員長<br>指名委員、報酬委員、コンプライアンス委員<br>リマーク ジャパン株式会社 代表取締役社長<br>LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本 |
| 社外取締役   | 熊谷 真喜     | 指名委員、監査委員、報酬委員<br>二重橋法律事務所 パートナー<br>ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役  |
| 社外取締役   | 川手 典子     | 指名委員、監査委員、報酬委員<br>クリアコンサルティング株式会社 代表取締役<br>キャストグループ パートナー   |
| 社外取締役   | 吉田 憲一郎    | いちごアセットマネジメント株式会社 副社長パートナー  |
| 社外取締役   | 鈴木 行生     | コンプライアンス委員<br>株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役<br>有限責任監査法人トーマツ 顧問<br>株式会社システナ 社外取締役                                  |

- (注) 1. 監査委員 藤田 哲也は、大手生命保険会社、大手損害保険会社で社長等を歴任したことに加え、大手生命保険会社では内部監査管掌役員を担い、内部監査士の資格を有するなど、内部統制に関する豊富な知見を有しております。
2. 監査委員 川手 典子は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、藤田 哲也、熊谷 真喜、川手 典子、吉田 憲一郎、鈴木 行生を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査委員会の職務を補助すべき執行役および従業員を置いております。これらの者は、他の執行役からの独立性を維持した上で、積極的な情報収集等を行うと共に、監査委員と日常的かつ機動的な連携を図っており、監査委員会監査の実効性は確保されております。かかる状態が確保されていることから、当社では常勤の監査委員は選定していません。

## (2) 執行役（平成28年2月29日現在）

| 会社における位    | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                      |
|------------|-----------|---|
| 代表執行役会長    | スコット キャロン | グループ統括<br>いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長               |
| 代表執行役会長    | 岩崎 謙治     | グループ統括<br>いちご不動産投資顧問株式会社 執行役会長                    |
| 代表執行役社長    | 長谷川 拓磨    | グループ統括<br>いちごECOエナジー株式会社 取締役会長                    |
| 執行役副社長兼COO | 石原 実      | 会長社長補佐、不動産本部管掌<br>株式会社宮交シティ 代表取締役会長兼社長            |
| 専務執行役      | 南川 孝      | 財務本部管掌  |
| 常務執行役      | 村井 恵理     | 総務人財本部管掌  |
| 常務執行役      | 渡邊 豪      | 財務本部担当  |
| 上席執行役      | 吉松 健行     | 管理本部管掌  |
| 執行役        | 服部 克彦     | エンジニアリング部管掌                                       |
| 執行役        | 中根 晴樹     | コンプライアンス部管掌                                       |
| 執行役        | 島津 裕      | 監査部管掌   |
| 執行役        | 砥綿 久喜     | 財務部管掌   |
| 執行役        | 長尾 賢一     | プロジェクト室管掌   |
| 執行役        | 矢嶋 正明     | エンジニアリング部、PM・BM推進部、不動産企画部管掌<br>タカラビルメン株式会社 取締役副社長 |

(3) 当事業年度中に退任した取締役及び執行役  
該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数         | 報 酬 等 の 総 額       |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(5名)  | 224百万円<br>(30百万円) |
| 執 行 役              | 10名         | -百万円              |
| 合 計<br>(うち社外取締役)   | 18名<br>(5名) | 224百万円<br>(30百万円) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役9名（そのうち社外取締役5名）、執行役14名で、執行役14名のうち4名は取締役を兼任しているため、役員総数は19名であります。執行役と取締役の兼任者については、執行役報酬を支給していないため、取締役の欄に総額・支給人員を記載しており、執行役の欄には含まれておりません。
2. 上記支給人員には無報酬の取締役兼任執行役1名、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。
3. 無報酬役員2名（取締役兼任執行役1名、社外取締役1名）と、上記の取締役および執行役18名の合計人数20名が、当該事業年度末現在の役員の総数19名と相違しておりますのは、退任役員1名が含まれていることによるものであります。
4. 支給額には、取締役に対するストック・オプションによる報酬額30百万円（うち社外取締役2百万円）、執行役に対するストック・オプションによる報酬額16百万円が含まれております。
5. 上記のほか、使用人兼務執行役（10名）に対する使用人分給与として182百万円支給しております。なお、当該金額には、ストック・オプションによる報酬額16百万円が含まれております。
6. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役が子会社等から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

(6) 取締役及び執行役の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針

①基本方針

当社取締役及び執行役の報酬は各人の職責等に応じ、功績等会社への貢献度、社会的地位、一般的な水準、就任の事情等を考慮の上、決定します。

②具体的方針

・取締役の報酬

月額基本報酬および業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各取締役の役割、業務分担等に応じた定額とし、業績連動報酬は会社業績に応じて決定した額とします。

・執行役の報酬

月額基本報酬および業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各執行役の役割、その職責に応じた定額とし、業績連動報酬は会社の業績、各執行役が担当する部門の業績、個人の業績および業績改善度に応じて決定した額とします。

・ストック・オプション

ストック・オプションは、株主の利益に沿ったものにするを目的として、取締役および執行役の業績向上に対する意欲と士気を高めるために付与します。なお、これは上記の報酬とは別に、役位に応じて付与します。

(7) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 藤田 哲也は、リマーク ジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社とリマーク ジャパン株式会社との間に特別の関係はありません。

・社外取締役 熊谷 真喜は、二重橋法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と二重橋法律事務所との間に特別の関係はありません。

・社外取締役 川手 典子は、クリアコンサルティング株式会社代表取締役、キャストグループパートナーを兼務しております。なお、当社とクリアコンサルティング株式会社、キャストグループとの間に特別の関係はありません。

・社外取締役 吉田 憲一郎は、いちごアセットマネジメント株式会社副社長パートナーを兼務しております。なお、いちごアセットマネジメント株式会社は当社の支配株主である、いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（持株数298,721,200株、持株比率59.55%）から投資一任契約を受託している、いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドとの間で、投資助言契約を締結しております。

- ・ 社外取締役 鈴木 行生は、株式会社日本ベル投資研究所代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社日本ベル投資研究所との間に特別の関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 社外取締役 藤田 哲也は、LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIESアドバイザー・日本を兼務しております。なお、当社とLAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIESとの間に特別の関係はありません。
  - ・ 社外取締役 熊谷 真喜は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とジャパンベストレスキューシステム株式会社との間に特別の関係はありません。
  - ・ 社外取締役 鈴木 行生は、株式会社システナの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社システナとの間に特別の関係はありません。
- ③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係
  - 当社の知りうる限り、社外取締役5名はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者およびその配偶者、3親等以内の親族関係にはありません。

④当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 活 動 状 況   |
|-----------|-----------|---|
| 社 外 取 締 役 | 藤 田 哲 也   | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席（出席率100%）しております。また、当事業年度に開催された監査委員会24回のうち23回に出席（出席率95.8%）、コンプライアンス委員会3回のうち3回に出席（出席率100%）、指名委員会6回のうち6回に出席（出席率100%）、報酬委員会9回のうち9回に出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。</p>   |
| 社 外 取 締 役 | 熊 谷 真 喜   | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席（出席率100%）しております。また、コンプライアンス委員退任以前は、当事業年度の在任期間において開催されたコンプライアンス委員会2回のうち2回に出席（出席率100%）、監査委員に就任以後は、当事業年度に開催された監査委員会17回のうち17回に出席（出席率100%）、指名委員、報酬委員の就任以後は、当事業年度の在任期間において開催された指名委員会4回のうち4回に出席（出席率100%）、報酬委員会8回のうち8回に出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。</p> |
| 社 外 取 締 役 | 川 手 典 子   | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席（出席率100%）しております。また、当事業年度に開催された監査委員会24回のうち24回に出席（出席率100%）、指名委員会6回のうち6回に出席（出席率100%）、報酬委員会9回のうち9回に出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。</p>   |
| 社 外 取 締 役 | 吉 田 憲 一 郎 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席（出席率100%）しております。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。</p>  |
| 社 外 取 締 役 | 鈴 木 行 生   | <p>社外取締役に就任以後、当事業年度の在任期間において開催された取締役会15回のうち15回に出席（出席率100%）しております。また、コンプライアンス委員に就任以後は、当事業年度の在任期間において開催されたコンプライアンス委員会1回のうち1回に出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。</p>   |

#### 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 太陽有限責任監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

##### ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 76百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額          | -百万円  |
|                                       | 76百万円 |

- ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 94百万円

(注) 1. 当社監査委員会は、当監査委員会が定めた「会計監査人評価・選定基準」および「会計監査人選定及び報酬同意プロセス」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、業務遂行状況、監査報酬の推移および報酬額の見積り算出根拠の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項・第4項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断したときは、「監査委員会規程」に則り、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備と運用に関する事項

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

### [1] 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備（以下「内部統制システム構築基本方針」という。）」を以下のとおり定め、内部統制システムを構築するとともに、不断の見直しを実施して改善、充実を図っております。

#### (1) 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### ① コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、いちごグループ経営理念、取締役会規程、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範に従い、業務執行の決定を行うとともに、執行役等の職務の執行を監督する。
2. 執行役は、取締役会から委任された業務の執行の決定を行い、この決定、取締役会決議、社内規程に従い業務を執行する。
3. 取締役会が職務の執行を監督するため、執行役は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告する。執行役は、他の執行役の職務執行を相互に監視・監督する。
4. 監査委員会は、執行役等の職務の執行を監査する。

##### ② コンプライアンス体制

1. 当社は、いちごグループに属する者が取るべき行動の規準・規範を定めたいちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を制定する。
2. 当社は、取締役会の任意委員会として、業務執行組織から独立したコンプライアンス委員会を設置し、いちごグループにおけるコンプライアンス上の重要な問題を審議する。
3. コンプライアンスに係る体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部）を設置し、いちごグループ各社と連携してコンプライアンス推進に取り組む。
4. コンプライアンス上疑義ある行為について、いちごグループの全役職員がいちごグループ内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じて通報できる内部通報制度（外部通報制度を含む）を整備、運用する。

### ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社は、当社及び連結子会社、持分法適用関連会社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行い、適切に整備、運用する。
2. 財務報告に係る内部統制報告制度の推進にあたり、責任者（執行役社長）を定め、管掌執行役（執行役監査部管掌、執行役財務本部長、執行役総務人財本部長、執行役管理本部長）、執行役社長直轄の担当部（監査部）が連携して、J-SOX推進体制を整備、運用する。

### ④ 内部監査体制

内部監査に係る社内体制として、管掌執行役（執行役監査部管掌）、執行役社長直轄の担当部（監査部）を設置し、法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行の適切性等につき内部監査を実施し、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し、内部監査結果を報告する。また、内部監査指摘事項の是正・改善状況を執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し報告する。

### ⑤ 反社会的勢力を排除するための体制

1. 反社会的勢力による不動産市場、金融市場への介入を防ぐため、いちごグループ企業倫理綱領、反社会的勢力に対する基本方針を制定する。
2. 反社会的勢力を排除するための体制として、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部）を定め、警察や弁護士、外部専門家との連携、警察関係団体への加盟、反社会的勢力チェックマニュアルの整備、取引先の審査、契約書への反社会的勢力排除条項の設定、反社会的勢力対応マニュアルの整備等の取り組みをいちごグループとして組織的に推進する。
3. 反社会的勢力による不当要求等には、不当要求防止責任者である執行役（執行役副社長）を中心として速やかにグループ各社、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

### ⑥ インサイダー取引防止体制

インサイダー取引防止に係る社内体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）は、執行役（執行役管理本部長）を証券取引所の定める情報取扱責任者、社内規程の定めるグループ統括情報管理責任者として指名し、内部情報の管理体制の整備及び役員等の特定期有価証券等の売買管理を担当する執行役（執行役財務本部長）、重要な会社情報の適時開示を担当する執行役（執行役管理本部長）等は連携し、グループ各社のインサイダー取引防止を徹底する。

## (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、社内規程を遵守し、適切に保存、管理する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、取締役会が決定した執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係、社内規程において明確化された組織分掌及び職務権限に基づいて業務を行う体制とし、執行役及び従業員それぞれが自己の責任、権限に応じ自業務に応じた組織的なリスク管理体制を構築することを基本とする。
- ② 当社は、リスク管理体制の整備、重大なリスク発生時の対応等をいちごグループとして組織的に行うため、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長）、担当部（管理本部法務・リスク管理部）を設置する。
- ③ 当社は、いちごグループのリスク管理の充実を図るため、管掌執行役（執行役管理本部長）、担当部（管理本部法務・リスク管理部）が、いちごグループの業務執行におけるリスク管理状況につき確認を行う。
- ④ 当社は、いちごグループの災害等危機に対する管理体制を、管掌執行役（執行役管理本部長）を中心にグループ各社が協力して整備、運用する。危機発生の場合には執行役（執行役社長）は対策本部を設置し、被害拡大を防止し、迅速な復旧が可能な体制を整える。

## (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会が決定した執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係、社内規程において明確化された組織分掌及び職務権限に基づいて業務を行う体制とし、意思決定の機動性及び業務の効率性を確保する。また、業務執行における重要な事項（執行役社長決裁、執行役本部長決裁）について充実した検討を行うため、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、主要事業子会社社長、副社長をメンバーとする会議を担当執行役（執行役財務本部長）が事務局となり随時開催し、執行役の効率的な職務の執行を確保する。
- ② 当社は、いちごグループ経営理念に基づいたグループ中期経営方針、年度社長方針、年度グループ目標、年度部門目標を策定する。管掌執行役（執行役財務本部長）は、経営層からのトップダウンと部からのボトムアップを適切に組み合わせながらこれらを編成するとともに、適切な進捗管理を実施することを通じて、執行役の効率的な職務の執行を確保する。

## (5) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役は、取締役会が監査委員会の意見を尊重し定める。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき従業員は、監査部長及び監査委員会が指名した監査部員とする。監査部長は、監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員の命を受け、所属の従業員を指揮監督し、または、自ら、所管事項の統括及び執行を行うものとする。

- ③ 執行役は、監査委員会及び監査委員会の職務を補助すべき従業員が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう対応しなければならない。監査委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとする。

**(6) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の執行役からの独立性に関する事項**

監査委員会の職務を補助する従業員の人事、給与等に関する事項の決定には、監査委員会の同意を必要とするものとし、執行役からの独立性を確保する。その他、監査委員会の職務を補助する従業員及びその執行役からの独立性に関する事項については、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する規程等に定めるところによる。

**(7) 取締役、執行役及び従業員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制**

- ① 監査委員は、いちごグループの重要な会議へ出席し、いちごグループの役職員からその業務執行状況等を聴取し、関連資料を閲覧し、説明、報告を求めることができる。
- ② いちごグループの全役職員は、監査委員会または監査委員から業務執行に関する事項について説明、報告を求められた場合には、速やかに適切な説明、報告を行わなければならない。
- ③ いちごグループの全役職員は、以下の事項につき速やかに監査委員会または監査委員へ報告しなければならない。また、いちごグループの全役職員は、必要と判断した場合には、以下の事項以外の事項についても監査委員会または監査委員へ報告することができる。その報告が内部通報制度（外部通報制度を含む）によるときは、同制度の定めに従う。なお、報告者は、報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けない。
1. いちごグループの事業、財務の状況に重大な影響を及ぼす事項（コンプライアンスまたはリスク管理に関する事項を含む）
  2. 内部統制システムの構築状況に重大な影響を及ぼす事項
  3. 苦情の処理及び内部通報制度（外部通報制度を含む）の運営に関する事項
  4. 監査委員会に対する報告に関する規程に定める事項
  5. 監査委員会または監査委員による監査に重要な影響を与える事項

**(8) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査部は、監査委員会または監査委員との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を報告する等、密接な連携を保つ。また、監査委員会、監査部、会計監査人は、必要に応じ会議を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ② 監査委員会または監査委員は、監査の実施のために必要と認めるときは、取締役会または執行役の事前承認を受けることなく、当社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用できるものとする。なお、監査の実施について監査委

員会または監査委員が必要と認めるその他の費用についての処理方針もこれに準じる。

- ③ 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を、取締役会に3ヶ月に1回以上報告する。

**(9) 当社並びに支配株主、事業子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 事業子会社は、いちごグループ経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を共有する。
- ② 当社は、株主権の行使のほか、事業子会社との経営管理契約に基づき、各社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、反社会的勢力の排除等に関する事項等について連携し、助言等を行う。
- ③ 当社は、事業子会社の経営管理を所管する担当部（企画部）を設置するとともにグループ会社管理規程を定め、事業子会社に経営状況の報告を求め、各社の健全な経営、事業目標の達成に向けた指導等を実施する。
- ④ 当社の監査委員会または監査委員は、事業子会社の監査委員、監査役と必要に応じ会議を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ⑤ 事業子会社の業務活動全般についても、法令等に抵触しない範囲において監査部による内部監査の対象とする。
- ⑥ 当社は、支配株主であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドとの取引において、取引の目的、交渉過程の手続、対価の公正性、企業価値の向上に資するか等につき十分に検討し、取締役会において決議または報告を行う等、少数株主の保護を図る。
- ⑦ 当社及び事業子会社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針としていちごグループ利益相反管理方針を定め、利益相反の弊害のおそれがある取引について管理体制を整備、運用する。
- ⑧ 事業子会社は、それぞれ役員、幹部をメンバーとする会議を開催し、意思決定の機動性及び業務の効率性を確保するとともに、定期的に取締役等の職務の執行に係る事項を当社へ報告する体制を整備、運用する。
- ⑨ 事業子会社においても、当社に準じて、コーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制（内部通報制度を含む）、財務報告の信頼性を確保するための体制、内部監査体制、反社会的勢力を排除するための体制、インサイダー取引防止体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備し、各事業子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備、運用する。

## 【2】反社会的勢力排除に向けた整備状況

「いちごグループ企業倫理綱領」に反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、「内部統制システム構築基本方針」に基づき反社会的勢力排除に向け次のように社内体制を整備しております。

### (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

執行役副社長を不当要求防止責任者とし、管理本部を対応統括部署として、関係部署と連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制とする。

また、弁護士を社外取締役、顧問として擁し、反社会的勢力排除につき、指導を受ける。

### (2) 外部の専門機関との連携状況

平素から、警視庁組織犯罪対策課、丸の内警察署や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関、外部専門家と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備している。また、当社は警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、大阪東署管内企業防衛対策協議会に加盟し、指導を受けるとともに、情報の共有化を図る。

### (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

社内外で収集した反社会的勢力に関する情報は、執行役コンプライアンス・オフィサーが責任者として一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用する。

### (4) 反社会的勢力に対する対応

不当要求事案が発生した場合には断固としてこれに応じず、速やかに外部専門機関、外部専門家と連携し毅然とした態度でこれを排除する。

### (5) 反社会的勢力排除条項の実践状況

標準取引契約書等につき、順次、反社会的勢力排除条項を設け、取引の相手方が反社会的勢力であった場合は、契約を解除する。

### (6) 研修活動の実施状況

全役職員はコンプライアンス研修を通じて、毎年1回「行動規範コンプライアンス表明書」を執行役会長及び執行役社長宛に提出することにより、本規範を理解し、遵守することを表明し、誓約する。また、「行動規範コンプライアンス表明書」の中で、反社会的勢力排除への取組みや違反等行為の通報義務に対する意識向上と周知徹底を図る。

さらに、警察をはじめ外部専門機関、外部専門家からの指導事項は、速やかに全役職員へ通知・連絡し、反社会的勢力による市場介入を未然に防ぐよう意識を啓発する。

### 【3】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### (1) 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (コーポレート・ガバナンス体制)

- ・当社は機関設計を指名委員会等設置会社とし、取締役会は実質的な議論を活発化するとともに実効性のある内部統制システムを構築するため、当社グループの事業領域における専門性の優れた社外取締役5名と執行役を兼ねる取締役4名にて取締役会を構成し、当期は17回の取締役会を開催（取締役出席率99%）でした。
- ・取締役会は長期的な展望に立つ基本方針の制定や業務執行の監督に徹し、それぞれの責任範囲を明確にした上で業務執行に関する意思決定を執行役に委任し、経営の透明性と機動性を追求しております。
- ・取締役会は法令、定款、株主総会決議、いちごグループ経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範に従い、業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会が職務の執行を監督するため、執行役は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しております。
- ・監査委員会は社外取締役3名で構成され、執行役等の職務の執行を監査しております。当期は24回の監査委員会を開催（監査委員出席率99%）いたしました。

##### (コンプライアンス体制)

- ・当社は、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を制定し役職員への周知、教育しております。
- ・当社は、取締役会の任意委員会として、業務執行組織から独立した執行役を兼ねる取締役3名と社外取締役2名で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス上の重要な問題を審議しております。当期におきましては3回コンプライアンス委員会が開催（コンプライアンス委員出席率100%）されました。
- ・コンプライアンスに係る体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、管理本部コンプライアンス部（部員1名）を設置し、コンプライアンス推進に取り組んでおります。具体的には、重要な稟議事項についてコンプライアンス部の合議を経ることとしており。また、每期コンプライアンス教育を実施しております。当期は、9回の研修を実施し受講率は97.8%となっております。
- ・当社は、重要な事項について法的な検討を実施するため、顧問弁護士へ必要な相談を行える体制を整備しております。
- ・全役職員がいちごグループ内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じてコンプライアンス上疑義がある行為について通報できる内部通報制度（外部通報制度を含む）を整備、運用しております。

#### (内部監査体制)

- ・内部監査に係る社内体制として、管掌執行役（執行役監査部管掌1名）、執行役社長直轄の担当部（監査部、部員2名）を設置し、法令、定款、社内規程の遵守状況、業務執行の適切性につき内部監査を実施し、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し報告しております。また、内部監査指摘事項の是正・改善状況を執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し内部監査結果を報告しております。
- ・当期については内部監査を8回実施いたしました。監査結果の報告は、執行役社長及び監査委員会に対しては内部監査実施の都度、執行役会長及び取締役会に対しては四半期毎に、それぞれ実施しております。また内部監査指摘事項の期末時点における是正・改善状況の報告は、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し当期末に実施しております。

#### (反社会的勢力を排除するための体制)

- ・反社会的勢力による不動産市場、金融市場への介入を防ぐため、いちごグループ企業倫理綱領、反社会的勢力に対する基本方針を制定しております。
- ・反社会的勢力を排除するための体制として、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部、部員1名）を定め、警察や弁護士、外部専門家との連携、警察関係団体への加盟、反社会的勢力チェックマニュアルの整備、取引先の審査、契約書への反社会的勢力排除条項の設定、反社会的勢力対応マニュアルの整備等の取り組みをいちごグループとして組織的に推進しており、完全実施しております。
- ・反社会的勢力による不当要求等には、不当要求防止責任者である執行役（執行役副社長）を中心として速やかにグループ各社、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度でこれを完全排除しております。

#### (インサイダー取引防止体制)

- ・インサイダー取引防止に係る社内体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）は、執行役（執行役管理本部長）を証券取引所の定める情報取扱責任者、社内規程の定めるグループ統括情報管理責任者として指名し、内部情報の管理体制の整備及び役職員等の特定有価証券等の売買管理を担当する執行役（執行役財務本部長）、重要な会社情報の適時開示を担当する執行役（執行役管理本部長）等は連携し、グループ各社のインサイダー取引防止体制を構築しております。

#### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は情報取扱管理規程を、文書の作成・取扱い・整理全般については文書管理規程をそれぞれ定め、全ての役職員等に対して周知徹底しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の事業における様々なリスクをコントロールすることを目的として、グループ統一の規程としてリスク管理にかかる社内規程を定め、リスク管理責任者（執行役管理本部長）、担当部（法務・リスク管理部）を設置し、組織分掌及び職務権限に基づいてリスク管理体制の整備を行っており、その内容は3ヶ月に一度に各社の取締役会において報告される体制を整えております。

また、災害等の緊急事態に対する対応体制については、危機管理にかかる社内規程を制定し、被害拡大の防止と円滑な事業復旧手順を定めた事業継続計画を策定し、企業を取り巻く様々なリスクを低減するよう努めております。

### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は組織規程に基づき、職務の分掌、権限、責任を明確化し、周知徹底することで役職員の職務を意思決定の機動性および職務執行の効率化をしております。

当社は、執行役社長決裁又は執行役本部長決裁を要する業務執行上の重要事項について充実した検討を行うため、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、主要事業子会社社長、同副社長をメンバーとし、執行役財務本部長が事務局を務めるグループ経営会議を月2回程度開催しております。

当社は、いちごグループ経営理念に基づいたグループ経営方針、年度社長方針、年度グループ目標、年度部門目標を基に「予算管理規程」に従い、トップダウンとボトムアップを適切に組み合わせた計画の策定および進捗の管理を行っております。

### (5) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項及び当該補助者の独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する規程を定め、当該補助者を選定し、執行役からの独立性を確保しております。

### (6) 取締役、執行役及び従業員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、監査委員会に対する報告に関する規程を定め、執行役及び従業員が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項を明確にしております。

当社は、監査委員会の職務執行、内部監査業務、報告者からの報告の受領につき、監査委員会規程、内部監査規程を定め運用しております。

### (7) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会の監査の実効性を確保することを目的に、監査委員会規程および内部監査規程において、監査委員と監査部の連携および外部アドバイザーの任用等に係る費用の取締役会および執行役の事前承認を得る必要が無い旨等を明確にしており、実際にこれらの規程に従って運用されております。

(8) **当社並びに支配株主、事業子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制**

・ **事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

事業子会社は内部統制システム構築基本方針を制定し、3ヶ月に一度の各子会社取締役会において執行役及び取締役の職務執行にかかる報告を行っております。

当社のグループ会社の代表は当社指名委員会の指名により選出しており、当社の在籍者が各社の代表取締役社長又は代表執行役社長を兼任しております。

当社企画部は各社の財政状況及び経営成績を四半期に一度把握するとともに予算との乖離状況についても把握しております。また、必要に応じて、四半期に一度、業績報告会を開催し、当社代表執行役社長、執行役財務本部長、財務本部企画部が参加し経営状況の把握を行っております。

・ **事業子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社ではグループ規程としてリスク管理規程を制定しており、事業子会社各社にリスク管理を担当する部門及びリスク管理を管掌する取締役を任命しております。

事業子会社では3ヶ月に一度、リスク管理の評価を行い、そのモニタリング結果を各社の取締役会に報告の上、当社執行役管理本部長が取り纏め当社監査委員会、当社執行役社長及び執行役会長、当社取締役会に報告しております。

・ **事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を、各事業子会社に対して当社グループにおける基本的な規範として示しております。

事業子会社は各社の事業実態に応じた規程を策定し、これに則って適切に事業の運営を行っております。

事業子会社では取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これらに整合するよう決裁権限を組織規程等に定めております。

・ **事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

事業子会社の取締役会は取締役又は執行役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認しております。

当社監査委員は、事業子会社のうち指名委員会等設置会社の監査委員を兼任し、他の事業子会社の監査役は当社執行役他在籍者が兼任しています。

事業子会社の監査委員又は監査役は各社の重要な会議及び取締役会への出席、議事録及び稟議書の閲覧等を通じ、役職員の執行が法令に適合していることを確認しております。

**6. 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                | <b>負 債 の 部</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>210,687</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>18,161</b>  |
| 現金及び預金                 | 28,779         | 支払手形及び買掛金              | 80             |
| 受取手形及び売掛金              | 691            | 短期借入金                  | 2,188          |
| 営業貸付金                  | 1,324          | 短期ノンリコースローン            | 79             |
| 営業投資有価証券               | 1,784          | 1年内返済予定の長期借入金          | 8,161          |
| 販売用不動産                 | 172,833        | 1年内返済予定の長期ノンリコースローン    | 2,975          |
| 繰延税金資産                 | 1,766          | 未払法人税等                 | 631            |
| その他の当金                 | 3,966          | 繰延税金負債                 | 53             |
| 貸倒引当金                  | △458           | 賞与引当金                  | 13             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>41,069</b>  | その他の                   | 3,979          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>31,546</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>161,430</b> |
| 建物及び構築物                | 6,496          | ノンリコース社債               | 100            |
| 減価償却累計額                | △2,666         | 長期借入金                  | 94,409         |
| 建物及び構築物(純額)            | 3,830          | 長期ノンリコースローン            | 56,193         |
| 機械装置                   | 13,091         | 繰延税金負債                 | 1,543          |
| 減価償却累計額                | △824           | 長期預り保証金                | 8,707          |
| 機械装置(純額)               | 12,267         | その他の                   | 475            |
| 土地                     | 12,192         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>179,591</b> |
| 建設仮勘定                  | 3,173          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| その他の他                  | 292            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>66,956</b>  |
| 減価償却累計額                | △209           | 資本金                    | 26,575         |
| その他の(純額)               | 82             | 資本剰余金                  | 10,968         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,373</b>   | 利益剰余金                  | 29,454         |
| のれん                    | 1,942          | 自己株式                   | △41            |
| 借地権                    | 392            | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>533</b>     |
| その他の他                  | 38             | その他有価証券評価差額金           | 761            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>7,149</b>   | 繰延ヘッジ損益                | △251           |
| 投資有価証券                 | 5,486          | 為替換算調整勘定               | 23             |
| 長期貸付金                  | 12             | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>319</b>     |
| 繰延税金資産                 | 39             | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>4,357</b>   |
| その他の当金                 | 1,736          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>72,166</b>  |
| 貸倒引当金                  | △124           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>251,757</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>251,757</b> |                        |                |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 |     | 金 額   |        |
|---------------------|-----|-------|--------|
| 売 上                 | 高 価 |       | 49,699 |
| 売 上 原 価             |     |       | 29,835 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 利 益 |       | 19,863 |
| 営 業 外 収 益           |     |       | 4,446  |
| 受 取 配 当 金           | 利 益 |       | 15,417 |
| 受 取 配 当 金           | 息 他 | 2     |        |
| 負 の の れ ん 償 却 額     | 他   | 79    |        |
| そ の の               | 他   | 90    |        |
| 営 業 外 費 用           |     | 43    | 215    |
| 支 払 利 息             |     | 1,277 |        |
| そ の 他               |     | 465   | 1,743  |
| 特 別 利 益             |     |       | 13,889 |
| 特 別 損 失             |     |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益   |     | 223   | 223    |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損   |     | 49    |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     |     | 31    |        |
| 事 務 所 移 転 費 用       |     | 9     | 89     |
| 税金等調整前当期純利益         |     |       | 14,022 |
| 法人税、住民税及び事業税        |     | 1,330 |        |
| 法人税等調整額             |     | △369  | 960    |
| 少数株主損益調整前当期純利益      |     |       | 13,062 |
| 少数株主利益              |     |       | 136    |
| 当期純利益               |     |       | 12,925 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

|                                   | 株主資本   |        |        |      |        |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|------|--------|
|                                   | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年3月1日<br>期首残高                 | 26,499 | 10,873 | 17,201 | △78  | 54,496 |
| 連結会計年度中の変動額                       |        |        |        |      |        |
| 新株の発行                             | 75     | 75     |        |      | 151    |
| 剰余金の配当                            |        |        | △648   |      | △648   |
| 当期純利益                             |        |        | 12,925 |      | 12,925 |
| 連結範囲の変動                           |        |        | △23    |      | △23    |
| 自己株式の処分                           |        | 19     |        | 36   | 56     |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変動額（純額） |        |        |        |      |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | 75     | 94     | 12,252 | 36   | 12,460 |
| 平成28年2月29日<br>期末残高                | 26,575 | 10,968 | 29,454 | △41  | 66,956 |

|                                   | その他の包括利益累計額      |             |              |                   | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|-----------------------------------|------------------|-------------|--------------|-------------------|-------|--------|--------|
|                                   | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |        |
| 平成27年3月1日<br>期首残高                 | 1,208            | △36         | 6            | 1,177             | 198   | 2,505  | 58,377 |
| 連結会計年度中の変動額                       |                  |             |              |                   |       |        |        |
| 新株の発行                             |                  |             |              |                   |       |        | 151    |
| 剰余金の配当                            |                  |             |              |                   |       |        | △648   |
| 当期純利益                             |                  |             |              |                   |       |        | 12,925 |
| 連結範囲の変動                           |                  |             |              |                   |       |        | △23    |
| 自己株式の処分                           |                  |             |              |                   |       |        | 56     |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変動額（純額） | △446             | △214        | 16           | △644              | 120   | 1,852  | 1,328  |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | △446             | △214        | 16           | △644              | 120   | 1,852  | 13,788 |
| 平成28年2月29日<br>期末残高                | 761              | △251        | 23           | 533               | 319   | 4,357  | 72,166 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                | <b>負 債 の 部</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>29,198</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>7,874</b>   |
| 現金及び預金                 | 11,653         | 短期借入金                  | 285            |
| 売掛金                    | 224            | 関係会社短期借入金              | 600            |
| 販売用不動産                 | 4,344          | 1年内返済予定の長期借入金          | 5,616          |
| 営業投資有価証券               | 1,665          | 未払金                    | 895            |
| 関係会社短期貸付金              | 6,789          | 未払費用                   | 24             |
| 前払費用                   | 113            | 未払法人税等                 | 196            |
| 未収入金                   | 663            | 前受金                    | 95             |
| 繰延税金資産                 | 1,437          | 預り金                    | 20             |
| その他の金                  | 2,719          | その他の                   | 140            |
| 貸倒引当金                  | △413           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>43,865</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>84,765</b>  | 長期借入金                  | 43,591         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,357</b>   | 長期預り保証金                | 262            |
| 建物及び構築物                | 435            | その他の                   | 11             |
| 減価償却累計額                | △199           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>51,739</b>  |
| 建物及び構築物（純額）            | 235            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| 土地                     | 2,094          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>61,413</b>  |
| その他の                   | 57             | 資本金                    | 26,575         |
| 減価償却累計額                | △30            | 資本剰余金                  | 10,968         |
| その他（純額）                | 26             | 資本準備金                  | 10,891         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>23</b>      | その他資本剰余金               | 76             |
| ソフトウェア                 | 23             | 利益剰余金                  | 23,910         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>82,384</b>  | 利益準備金                  | 44             |
| 投資有価証券                 | 5,368          | その他利益剰余金               | 23,866         |
| 関係会社株式                 | 5,271          | 繰越利益剰余金                | 23,866         |
| その他の関係会社有価証券           | 60,889         | 自己株式                   | △41            |
| 長期貸付金                  | 10             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>491</b>     |
| 関係会社長期貸付金              | 11,356         | その他有価証券評価差額金           | 703            |
| 繰延税金資産                 | 33             | 繰延ヘッジ損益                | △212           |
| その他の                   | 473            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>319</b>     |
| 貸倒引当金                  | △1,017         | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>62,223</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>113,963</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>113,963</b> |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額  |        |
|--------------|------|--------|
| 売上高          |      | 14,245 |
| 売上原価         |      | 2,417  |
| 売上総利益        |      | 11,828 |
| 販売費及び一般管理費   |      | 2,123  |
| 営業利益         |      | 9,705  |
| 営業外収益        |      |        |
| 受取利息         | 364  |        |
| 受取配当金        | 74   |        |
| その他          | 43   | 483    |
| 営業外費用        |      |        |
| 支払利息         | 650  |        |
| その他          | 261  | 911    |
| 経常利益         |      | 9,276  |
| 特別利益         |      |        |
| 投資有価証券売却益    | 223  | 223    |
| 特別損失         |      |        |
| 投資有価証券評価損    | 49   |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 31   |        |
| 関係会社株式評価損    | 2    |        |
| 事務所移転費用      | 4    | 88     |
| 税引前当期純利益     |      | 9,411  |
| 法人税、住民税及び事業税 | △327 |        |
| 法人税等調整額      | △289 | △616   |
| 当期純利益        |      | 10,028 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本   |        |              |             |       |                             |             |     | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------|--------|--------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|-----|--------|------------|
|                                 | 資本金    | 資本剰余金  |              |             | 利益剰余金 |                             |             |     |        |            |
|                                 |        | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |     |        |            |
| 平成27年3月1日<br>期首残高               | 26,499 | 10,815 | 57           | 10,873      | 44    | 14,486                      | 14,531      | △78 | 51,825 |            |
| 事業年度中の変動額                       |        |        |              |             |       |                             |             |     |        |            |
| 新株の発行                           | 75     | 75     |              | 75          |       |                             |             |     | 151    |            |
| 剰余金の配当                          |        |        |              |             |       | △648                        | △648        |     | △648   |            |
| 自己株式の処分                         |        |        | 19           | 19          |       |                             |             | 36  | 56     |            |
| 当期純利益                           |        |        |              |             |       | 10,028                      | 10,028      |     | 10,028 |            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |        |        |              |             |       |                             |             |     |        |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | 75     | 75     | 19           | 94          | -     | 9,379                       | 9,379       | 36  | 9,587  |            |
| 平成28年2月29日<br>期末残高              | 26,575 | 10,891 | 76           | 10,968      | 44    | 23,866                      | 23,910      | △41 | 61,413 |            |

|                                 | 評価・換算差額等         |         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|---------|----------------|-------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 平成27年3月1日<br>期首残高               | 1,096            | △5      | 1,091          | 198   | 53,115 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |         |                |       |        |
| 新株の発行                           |                  |         |                |       | 151    |
| 剰余金の配当                          |                  |         |                |       | △648   |
| 自己株式の処分                         |                  |         |                |       | 56     |
| 当期純利益                           |                  |         |                |       | 10,028 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) | △393             | △206    | △600           | 120   | △479   |
| 事業年度中の変動額合計                     | △393             | △206    | △600           | 120   | 9,107  |
| 平成28年2月29日<br>期末残高              | 703              | △212    | 491            | 319   | 62,223 |

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

いちごグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 桐川 | 聡  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大兼 | 宏章 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西村 | 健太 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちごグループホールディングス株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちごグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

いちごグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちごグループホールディングス株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 監査委員会の監査報告

### 監査報告書

平成28年4月19日

いちごグループホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 藤田 哲也 (印)

監査委員 川手 典子 (印)

監査委員 熊谷 真喜 (印)

当監査委員会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第16期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実行しました。

- ①監査委員会が協議した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務と財産の状況を調査しました。また子会社等については、子会社等の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ②金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役及び会計監査人太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)国内外における「いちご」ブランドの訴求を目的として、当社の商号を「いちご株式会社」に変更するものであります。(変更案第1条及び新設案第44条)
- (2)当社は日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として

日本を世界一豊かに。  
その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

と定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標とすることとし、定款に定義するものであります。(新設案第1条の2)

- (3)いちごグループの今後の事業展開に備え、新たな事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (4)平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結できることとなったため、当社の事業領域における専門性に優れた人材を継続的に招聘していくことを目的として、責任限定契約に関する規定を変更するものであります。(変更案第27条)なお、第27条の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (商号)<br>第1条 当社は、 <u>いちごグループホールディングス株式会社</u> と称し、英文の表記をIchigo Inc.と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、 <u>いちご株式会社</u> と称し、英文の表記をIchigo Inc.と表示する。   |
| (新設)  | <u>(経営理念)</u><br>第1条の2<br><u>当社は、日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として次の通り定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標とする。</u><br><br><u>日本を世界一豊かに。</u><br><u>その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」</u> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とし、<u>一期一会の理念のもと、全てのステークホルダーの皆様の豊かな未来のために、「安心」を創造し、「誠実」に経営する。</u></p> <p>(1)～(12) (条文省略)</p> <p>(13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設等の所有、管理、運営及び賃貸借</p> <p><u>(14)～(19)</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除及び社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第28条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とす<u>る。</u></p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設、<u>社会基盤施設等の開発、所有、管理、運営及び賃貸借</u></p> <p><u>(14)～(19)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除及び取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第28条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第44条 <u>第1条の変更は、2016年9月1日にその効力を生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|---|---|--------------------|
| 1     | <br>スコット キャロン<br>(注2)<br>[Scott Callon]<br>(昭和39年12月6日生) | 昭和63年4月 MIPS Computer Systems, Inc.<br>平成3年9月 スタンフォード大学アジアパシフィックリサーチセンター<br>平成6年3月 日本開発銀行 設備投資研究所客員研究員<br>平成6年8月 バンカーズ・トラスト・アジア証券会社 東京支店<br>平成9年3月 モルガン・スタンレー証券会社<br>平成12年6月 プルデンシャルplc 日本駐在員事務所 駐日代表<br>平成13年5月 プルデンシャルplc傘下のピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役<br>平成14年4月 モルガン・スタンレー証券会社<br>平成15年1月 同社 株式統括本部長<br>平成18年5月 いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長(現任)<br>平成20年10月 当社入社 代表執行役会長(現任)<br>平成20年11月 当社取締役(現任)兼指名委員長兼報酬委員長兼コンプライアンス委員会副委員長<br>平成23年11月 当社指名委員(現任)兼報酬委員(現任)<br>平成24年5月 一般社団法人日本取締役協会 幹事<br>株式会社チヨダ 社外監査役<br>平成24年7月 いちご不動産投資顧問株式会社 取締役(現任)兼指名委員(現任)兼報酬委員(現任)<br>いちごグローバルキャピタル株式会社 取締役(現任)<br>平成26年3月 Gwynnie Bee Inc. External Director(現任)<br>平成27年5月 株式会社チヨダ 社外取締役(現任)<br>平成27年9月 当社コンプライアンス委員会委員長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長<br>株式会社チヨダ 社外取締役<br>[株主の皆様へ]<br>当社は株主の皆様の会社です。「Shift Up 2016」に掲げた経営指標の達成と東証一部上場を果たせたのは、株主の皆様のこれまでのご支援の賜物と、心より感謝いたします。<br>本年度より新中期経営計画「Power Up 2019」がスタートいたしました。株主の皆様のための一層の成長に向け、「成長と深化」を通じて企業力を深堀りさせ、持続的成長と株主価値向上に全力を尽くして参ります。 | -株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|--|--|--------------|
| 2         |  <p>はせがわ たくま<br/>長谷川 拓磨<br/>(昭和46年1月29日生)</p> | <p>平成6年4月 株式会社フジタ<br/>平成14年11月 当社入社<br/>平成16年10月 当社ファンド事業統括部長<br/>平成17年9月 当社ファンド第一事業部長<br/>平成18年5月 当社上席執行役ファンド第一事業部長<br/>平成19年5月 当社上席執行役CMO<br/>平成20年3月 当社上席執行役<br/>平成21年5月 当社取締役兼執行役副社長 不動産部門責任者<br/>平成22年3月 タカラビルメン株式会社 社外取締役<br/>平成23年1月 いちご地所株式会社 代表取締役社長(全社統括)<br/>平成27年3月 当社執行役副社長(社長補佐(経営戦略・IR担当))<br/>平成27年5月 当社取締役(現任)兼代表執行役社長(現任)<br/>いちごECOエナジー株式会社 取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>いちごECOエナジー株式会社 取締役会長</p> <p>[株主の皆様へ]<br/>当社は、株主の皆様のご指導とご支援のおかげで、念願であった東証一部上場を果たすことができました。心より感謝申し上げます。<br/>私は、株主の皆様へのコミットメントとして、当社の更なる企業価値向上のため、新中期経営計画「Power Up 2019」を役職員と共に、全身全霊で取り組んで参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。</p> | 135,400株     |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する<br>株式の数 |
|-------|--|--|--------------|
| 3     |  <p>いしはら みのる<br/>石原 実<br/>(昭和42年10月5日生)</p> | <p>平成2年4月 株式会社間組(現株式会社安藤・間)<br/> 平成17年10月 株式会社フリード<br/> 平成19年5月 当社入社 総務人事部長<br/> 平成20年3月 当社執行役総務人事部長<br/> 平成20年10月 当社執行役最高管理責任者兼経営管理部長<br/> 平成20年11月 アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式会社(現いちご不動産投資顧問株式会社)取締役<br/> 平成21年5月 当社取締役(現任)兼常務執行役兼管理部門責任者兼コンプライアンス委員(現任)<br/> 平成21年10月 アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式会社(現いちご不動産投資顧問株式会社)常務取締役管理統括<br/> 平成21年11月 アセット・ロジスティックス株式会社(現いちごマルシェ株式会社)代表取締役社長<br/> 平成22年5月 当社専務執行役兼管理部門責任者<br/> 平成23年1月 当社専務執行役兼管理本部長兼環境・建築ソリューション部担当<br/> いちごリートマネジメント株式会社(現いちご不動産投資顧問株式会社)常務取締役管理統括<br/> 平成23年4月 株式会社宮交シティ 代表取締役社長<br/> 平成23年5月 いちご不動産投資顧問株式会社 専務取締役管理統括<br/> 平成23年11月 当社執行役副社長(現任)管理本部長<br/> 平成24年7月 いちご不動産投資顧問株式会社 取締役(現任)兼執行役副社長兼管理統括<br/> いちごグローバルキャピタル株式会社 取締役<br/> 平成24年11月 いちごECOエナジー株式会社 取締役<br/> 平成25年3月 当社不動産本部長(現任)<br/> 株式会社宮交シティ 代表取締役会長兼社長(現任)<br/> いちごマルシェ株式会社 取締役会長<br/> タカラビルメン株式会社 取締役会長<br/> 日米ビルサービス株式会社 取締役会長<br/> 日米警備保障株式会社 取締役会長<br/> 平成27年5月 当社執行役副社長兼COO(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>株式会社宮交シティ 代表取締役会長兼社長</p> <p>[株主の皆様へ]<br/>株主の皆様、いつもご指導ご支援を賜り、誠にありがとうございます。<br/>私は、いちごが我が国の発展や皆様の資産形成等に貢献できますよう、皆の心を合わせ、企業理念を一つ一つの業務に織り込んで参ります。<br/>いちごで働く皆が、明るく楽しく力を出し切り、良い仕事を次々と成し遂げ、結果として新中期経営計画「Power Up 2019」が達成できますよう、現場で率先垂範いたしますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。</p> | 112,500株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---|--|--------------|
| 4     |  <p data-bbox="261 707 508 772">ふじ 田 哲也<br/>藤 田 哲也<br/>(昭和29年3月26日生)</p> | <p data-bbox="526 193 1208 722">           昭和51年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）<br/>           平成13年4月 同社マレーシア現地法人社長<br/>           平成14年4月 スカンディア生命保険株式会社（現東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社）取締役<br/>           平成18年10月 アクサ生命保険株式会社 常務執行役員<br/>           平成19年4月 アクサフィナンシャル生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO<br/>           平成21年10月 アクサ生命保険株式会社 シニアアドバイザー<br/>           平成22年5月 当社取締役（現任）兼監査委員兼コンプライアンス委員<br/>           平成23年2月 学校法人英知学院 監事<br/>           平成23年3月 リマーク ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）<br/>           平成23年5月 当社コンプライアンス委員長<br/>           平成24年5月 当社指名委員（現任）兼報酬委員（現任）<br/>           平成24年7月 いちご不動産投資顧問株式会社 取締役（現任）兼監査委員兼指名委員（現任）兼報酬委員（現任）<br/>           平成26年5月 当社監査委員長（現任）兼コンプライアンス委員（現任）兼いちご不動産投資顧問株式会社監査委員長（現任）<br/>           平成27年10月 LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本（現任）         </p> <p data-bbox="541 745 1208 817">           [重要な兼職の状況]<br/>           リマーク ジャパン株式会社 代表取締役社長<br/>           LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本         </p> <p data-bbox="541 840 1208 1010">           [株主の皆様へ]<br/>           新たにスタートした成長戦略を踏まえ、いちごグループの企業価値、並びに株主価値の更なる高騰をめざし、株主の皆さんと一体になり成長に貢献いたしたく考えております。<br/>           また、独立役員の社外取締役の重要機能である、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントを常に注視した活動を行う所存です。         </p> | 53,000株      |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )   | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )  | 所 有 す る<br>株 式 の 数 |
|-----------|--|--|--------------------|
| 5         |  <p>かわ て のり こ<br/>川 手 典 子<br/>(昭和51年2月22日生)</p> | <p>平成11年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）国際部<br/>平成13年7月 公認会計士登録<br/>平成16年8月 弁護士法人キャスト糸賀（現瓜生・糸賀法律事務所）<br/>平成16年11月 税理士登録<br/>平成20年2月 クレアコンサルティング株式会社 代表取締役（現任）<br/>平成21年1月 税理士法人グラシア 社員<br/>平成23年5月 当社取締役（現任）兼監査委員（現任）<br/>平成23年11月 米国公認会計士登録<br/>平成24年7月 いちご不動産投資顧問株式会社 取締役（現任）兼監査委員（現任）<br/>平成25年6月 明治機械株式会社 社外監査役<br/>平成26年5月 当社指名委員（現任）兼報酬委員（現任）兼いちご不動産投資顧問株式会社指名委員（現任）兼報酬委員（現任）<br/>平成27年2月 キャストグループ パートナー（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>クレアコンサルティング株式会社 代表取締役<br/>キャストグループ パートナー</p> <p>[株主の皆様へ]<br/>当社は、不動産とクリーンエネルギー事業において目覚ましい成長を遂げ、グループ役職員が一丸となって新たな成長ステージに向かって更なる価値創造に邁進しております。私は、当社の持続的・安定的な成長と企業価値向上のため、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現に努め、社外取締役としての責務を果たして参りたいと存じます。</p> | 37,300株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---|---|--------------|
| 6     |  <p>すずき ゆきお<br/>鈴木 行生<br/>(昭和25年6月3日生)</p> | <p>昭和50年4月 株式会社野村総合研究所<br/> 平成8年6月 同社取締役<br/> 平成9年6月 野村証券株式会社 取締役金融研究所長<br/> 平成11年6月 野村アセットマネジメント投信株式会社(現野村アセットマネジメント株式会社) 執行役員調査本部担当<br/> 平成12年6月 同社常務執行役員調査本部担当<br/> 平成15年6月 同社常務執行役員<br/> 平成17年6月 野村ホールディングス株式会社 取締役 監査特命取締役<br/> 平成20年6月 野村証券株式会社 顧問<br/> 平成22年7月 株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役(現任)<br/> 平成22年8月 有限責任監査法人トーマツ 顧問(現任)<br/> 平成24年6月 株式会社システナ 社外取締役(現任)<br/> 平成27年5月 当社取締役(現任) いちご不動産投資顧問株式会社取締役(現任)<br/> 平成27年9月 当社コンプライアンス委員(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/> 株式会社日本ベル投資研究所 代表取締役<br/> 有限責任監査法人トーマツ 顧問<br/> 株式会社システナ 社外取締役</p> <p>[株主の皆様へ]<br/> 企業価値を創造し中長期的な業績を向上させるには、マネジメントの構想力と実行力、成長領域の革新的な開拓、会社の高い組織能力の構築、先験的なリスクマネジメントの運営が求められます。とりわけ、企業価値創造のプロセスをステークホルダーと共有することが重要です。<br/> コーポレート・ガバナンスの実効、働く社員を大事にする人材開発、地球環境への配慮などを重視しつつ、経営の執行を監督し、少数株主の立場を十分に踏まえて、社外取締役の責任を果たして参ります。</p> | 11,000株      |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する株式の数 |
|-------|--|---|----------|
| 7     | <p>※新任取締役候補者</p>  <p>かわむら たかし<br/>川村 隆<br/>(昭和14年12月19日生)</p> | <p>昭和37年4月 株式会社日立製作所 日立工場電力設計部<br/>平成4年6月 同社日立工場長<br/>平成11年4月 同社代表取締役 取締役副社長<br/>平成15年4月 同社取締役<br/>平成15年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ) 取締役会長兼代表執行役<br/>平成17年6月 日立プラント建設株式会社(現株式会社日立製作所) 取締役会長<br/>平成18年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役会長<br/>平成19年6月 日立マクセル株式会社 取締役会長<br/>平成21年4月 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役会長兼執行役社長<br/>平成21年6月 同社代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役<br/>平成22年4月 同社代表執行役 執行役会長兼取締役<br/>平成23年4月 同社取締役会長<br/>平成26年4月 同社取締役<br/>平成26年6月 同社相談役(現任)<br/>平成26年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役(現任)<br/>平成27年6月 カルビー株式会社 社外取締役(現任)<br/>平成28年2月 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 社外取締役(現任)<br/>平成28年3月 株式会社日本経済新聞社 社外監査役(現任)<br/>平成28年5月 株式会社ニトリホールディングス 社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役<br/>カルビー株式会社 社外取締役<br/>東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 社外取締役<br/>株式会社日本経済新聞社 社外監査役<br/>株式会社ニトリホールディングス 社外取締役</p> <p>[株主の皆様へ]<br/>私達取締役の役割は、経営層を始めとする社員一同が当社の安定的かつ持続的な経済価値向上に邁進できるように、監督し指導することです。日々の仕事の詳細には至らないにしても、大きい方向性に於いて誤謬のないように会社を指導・助言・監督することができれば、不動産の「心築」・活性化を事業主体とする当社の持続的な成長につながる筈です。これが株主を始めとする各ステークホルダーの要望及び信頼に応える道であると考えています。</p> | -株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---|---|--------------|
| 8     | <p>※新任取締役候補者</p>  <p>まつ ざき まさ とし<br/>松 崎 正 年<br/>(昭和25年7月21日生)</p> | <p>昭和51年4月 小西六写真工業株式会社<br/>平成11年6月 コニカ株式会社 オフィスドキュメントカンパニーシステム開発統括部長<br/>平成15年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社 取締役 制御開発本部長<br/>平成17年4月 コニカミノルタホールディングス株式会社 執行役<br/>コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社 代表取締役社長<br/>平成18年4月 コニカミノルタホールディングス株式会社 常務執行役<br/>平成18年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社 取締役 常務執行役<br/>平成21年4月 コニカミノルタホールディングス株式会社 取締役 代表執行役社長<br/>平成25年4月 コニカミノルタ株式会社 取締役代表執行役社長<br/>平成26年4月 コニカミノルタ株式会社 取締役会議長(現任)<br/>平成26年6月 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA) 代表理事 会長</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>コニカミノルタ株式会社 取締役会議長</p> <p>[株主の皆様へ]<br/>当社が成長していく上で、当社よりも規模の大きな上場企業の経営者としての経験、すなわち、執行側の社長としてグローバルに事業の転換、イノベーションの推進に取り組み、投資家との対話を進め、監督側の取締役会議長としてコーポレートガバナンス改革に取り組んできた経験を生かして、一期一会というしっかりした理念を有する当社の企業価値向上のお役に立ちたいと思っております。</p> | -株           |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|---|--|--------------|
| 9         | <p>※新任取締役候補者</p>  <p>にしもと こうすけ<br/>西本 甲 介<br/>(昭和33年3月1日生)</p> | <p>昭和56年4月 カネボウ株式会社 (現株式会社カネボウ化粧品)<br/> 昭和59年9月 株式会社メイテック<br/> 平成7年6月 同社取締役人事部長<br/> 平成8年7月 同社専務取締役本社部門管掌<br/> 平成11年11月 同社代表取締役社長<br/> 平成18年4月 同社代表取締役社長兼グループCEO<br/> 平成26年6月 同社取締役会長<br/> 平成27年6月 株式会社リョーサン 社外取締役 (現任)<br/> 株式会社インターワークス 社外取締役 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕<br/> 株式会社リョーサン 社外取締役<br/> 株式会社インターワークス 社外取締役</p> <p>〔株主の皆様へ〕<br/> 私は、株主の皆様をはじめとする、さまざまなステークホルダーの皆様にとっての企業価値を高めることが、上場企業の使命であり、企業の持続的成長につながると考えています。<br/> また、持続的成長を実現するためには、取るべきリスクを取ることが必要だと考えています。そうした視点に立ち、約20年にわたる上場企業の経営経験を活かし、「攻めのガバナンス」と「守りのガバナンス」の両方に尽力し、当社の経営に貢献していく所存です。</p> | 1,000株       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者スコットキャロン氏の氏名は登記上、「キャロンスコットアンダーバーグ」として表記されます。
3. スコットキャロン氏、長谷川拓磨氏、石原実氏は、社内取締役の候補者であります。
- ①スコットキャロン氏は、銀行、証券会社等にて主に株式投資、資産運用業務に従事し、資産運用会社を創業後、平成20年10月に当社に入社し、取締役および代表執行役会長に就任いたしました。以来、指名委員長、報酬委員長、コンプライアンス委員長を歴任し、グループのガバナンス構築に尽力するとともに、代表者としてグループの業務執行を統括し、今日の業績基盤を築いてまいりました。政府等の有識者会議、委員会のメンバーを務め、我が国の株式市場の健全な発展、グローバル化にも貢献しております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって7年6ヶ月であります。
- ②長谷川拓磨氏は、大手建設会社にて主に不動産開発業務に従事し、平成14年11月に当社に入社後、不動産ファンド事業、開発事業に従事し、不動産本部長等を歴任し、当社のディールメーカーとして数々の取引を成功に導いてまいりました。平成23年1月には不動産事業のいちご地所株式会社を設立し、小規模商業不動産や底地を活用した不動産再生事業を進展させるなど、今日の業績基盤を築いてまいりました。平成27年3月より代表執行役社長に就任し、グループの業務執行を統括しております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって通算3年であります。
- ③石原実氏は、大手建設会社にて主に施工管理、総務人事業務に従事し、平成19年5月に当社に入社後、総務人事部長、管理本部長等を歴任し、当社の内部統制体制を構築するとともに、すべての主要グループ会社の経営、実務に従事してまいりました。平成25年3月には当社不動産本部長として不動産バリューアップや地域活性化案件を担当し、今日の業績基盤を築いてまいりました。平成23年11月より執行役副社長に就任し、会長、社長の補佐をしております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって7年であります。
4. 藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、川村隆氏、松崎正年氏、西本甲介氏は、社外取締役の候補者であります。当該6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定としております。
5. 藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、川村隆氏、松崎正年氏、西本甲介氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ①藤田哲也氏は、大手生命保険会社、大手損害保険会社で重要な役職を歴任され、社長として経営を担った豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成22年5月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって6年であります。

- ②川手典子氏は、公認会計士として、大手監査法人において国内外会計基準に基づく法定監査等の業務に従事した経験と、公認会計士及び税理士として上場・非上場企業へのM&A等に関する会計・税務アドバイス業務を通じた豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成23年5月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって5年であります。
- ③鈴木行生氏は、大手金融グループにおいて証券会社、シンクタンクおよび資産運用会社等の主要事業会社で重要な役職を歴任され、企業調査・株式調査業務を通じた豊富な知識や事業会社の経営に従事した経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成27年5月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。
- ④川村隆氏は、指名委員会等設置会社である世界的な大手総合電機メーカーの社長、会長等を歴任され、事業構造改革による収益基盤の転換・強化を成し遂げるとともに、先進的なコーポレートガバナンス体制を主導されてこられました。これらの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。
- ⑤松崎正年氏は、指名委員会等設置会社である世界的な大手情報機器メーカーの社長、取締役会議長等を歴任され、事業の転換、イノベーションの推進を成し遂げるとともに、我が国を代表する内部統制を築き上げてこられました。これらの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。
- ⑥西本甲介氏は、我が国最大手の技術者派遣会社の社長、会長等を歴任され、事業領域の拡大と深化を成し遂げるとともに各ステークホルダーの価値向上への注力により、企業価値の最大化に尽力してこられました。これらの、人材派遣・育成分野のリーディングカンパニーの経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。
6. 過去5年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について、該当事項はありません。
7. 社外取締役候補者の独立性に関する事項は、以下のとおりであります。
- ①藤田哲也氏、川手典子氏は、平成24年7月より現在まで、当社子会社であるいちご不動産投資顧問株式会社の社外取締役に就任しております。
- ②鈴木行生氏は、平成27年5月より現在まで、当社子会社であるいちご不動産投資顧問株式会社の社外取締役に就任しております。
- ③社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、取締役就任前の顧問としての報酬を除く。）を受けていたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者ではなく、三親等以内の親族関係もありません。

8. 当社は社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るよう、現社外取締役の藤田哲也氏、熊谷真喜氏、川手典子氏、吉田憲一郎氏、鈴木行生氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。なお、藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏の再任が承認された場合は、各氏の再任後の行為についても当該契約は効力を有します。また川村隆氏、松崎正年氏、西本甲介氏が選任された場合は各氏と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
9. スコットキャロン氏は無報酬であります。
10. 取締役候補者のうち、鈴木行生氏が所有する当社株式数には、鈴木行生氏が発行済株式数の全てを保有する株式会社である、株式会社日本ベル投資研究所が所有する株式数を含めております。
11. 取締役候補者の所有する当社の株式数については、本年4月19日時点の株式数を記載しております。  
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：第一ホテル東京 5階 ラ・ローズ  
東京都港区新橋一丁目2番6号  
TEL 03-3501-4411 (代表)



- J R 線・東京メトロ銀座線
- 都営地下鉄浅草線
- 都営地下鉄三田線

新橋駅より徒歩2分  
新橋駅より徒歩5分  
内幸町駅より徒歩3分